

議案第 99 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年
川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「3
0 人」を「25 人」に改める。

第 35 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「3
0 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「3
0 人」を「25 人」に改める。

第 51 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「3
0 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士並びに改正後の条例第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、同条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等に置くべき保育士等の配置基準を改めるため、この条例を制定するものである。